

特定非営利活動法人 海に学ぶ体験活動協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 海に学ぶ体験活動協議会と称する。

2 この法人の英文名は、Council for Nature Activity along the Coast (略称=CNAC) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、海辺の自然体験活動憲章の精神に基づきながら、豊かで美しい海を次世代へ継承し、持続可能な社会を創造していくためには、より多くの人々が海辺の自然を楽しみつつ、海への正しい理解を深め、海辺の環境を保全することの大切さを学ぶことのできる「海辺の自然体験活動」を活性化することが重要であるという理念のもと、海辺の自然体験活動を推進する幅広い個人及び団体間の交流を支援し、継続的な海辺の自然体験活動を支える指導者を育成する他、海辺の自然体験活動を円滑に推進するために必要な調査研究や普及啓発を図り、もって良好な海辺の環境の保全及び創出に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又は、スポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海に学ぶ体験活動に関する自立化支援事業
- (2) 海に学ぶ体験活動に関する普及事業
- (3) 海に学ぶ体験活動に関する指導者育成事業
- (4) 海に学ぶ体験活動に関する交流支援事業
- (5) 海に学ぶ体験活動に関するネットワーク推進事業

- (6) 海に学ぶ体験活動に関する調査研究事業
- (7) 海に学ぶ体験活動に関する安全対策促進事業
- (8) 海に学ぶ体験活動に関する書籍・教材の卸・販売事業
- (9) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。ただし、総会等における表決権等は有さない。
 - (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学生、大学院生、専門学生。ただし、総会等における表決権等は有さない。
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。
- 2 年会費の額は、総会において定める「会費規程」による。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、代表理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務局を置く。

第5章 顧問

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する重要事項について、代表理事の諮問に応じて意見を述べることができるほか、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定に関わらず、顧問は重大なる事由によって職務の執行が困難となった場合、代表理事宛に退任願を提出することができる。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算

- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者もしくは電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び予算の変更
 - (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 役員の職務及び報酬
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、第33条第1項第2号及び第3号の執行に関して、その一部を専門部会に行わせることができる。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者もしくは電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 専門部会

(専門部会)

第40条 この法人は、事業の推進のために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置は理事会の議決を経て、別に定める専門部会の設置に関する規定による。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない利用により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする活動に係る事業の成功的不能。

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

2 前項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、本会と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ及び内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 12 章 雜則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事(代表) 海野 義明

理事(副代表) 木村 尚

理事(副代表) 佐藤 初雄

理事 岩瀧 清治

理事 小島 あずさ

理事 小峯 力

理事 桜井 義維英

理事 田中 克哲

理事 田中 秀樹

理事 檀野 清司

理事 長谷川 孝一

理事 古瀬 浩史

理事 松本 富士也

理事 山中 康司

理事 山本 卓曹

監事 有井 正

監事 北山 久利

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成20年6月1日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

(1) 正会員（団体・個人）	20,000円
(2) 賛助会員（団体） （個人）	5,000円（4口以上） 5,000円（1口以上）

6 削除

7 この法人の入会金及び会費は、第8条の定めによるものとし、附則6は削除する。

附則

この定款は、平成27年10月20日から施行する。

附則

この定款は、平成28年12月7日から施行する。

附則

この定款は、平成30年11月28日から施行する。

（平成30年6月4日 平成30年度 通常総会にて第6条、第8条、第21条、第54条を改定、附則6を削除）

附則

この定款は、令和3年9月9日から施行する。

（令和3年5月31日 令和3年度 通常総会にて第6条、第12条、第54条を改定、45条予備費の設定及び使用を削除、以降条文番号修正）